

## 議案第 35 号

### 損害賠償の額の決定について

市立保育園において本市職員がおんぶしていた被害者を落下させて負傷させた事件について、次のとおり損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第 9 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

- 1 損害賠償の額 182,199,172 円
- 2 被害者 川崎区在住者（事故当時 生後 7 箇月）

### 参考資料

#### 事 件 の 概 要

平成 23 年 4 月 18 日、川崎区の市立保育園で、本市職員が、おんぶ紐<sup>ひも</sup>で背負っていた被害者をおんぶし直そうとした際、落下させ、負傷させ、両下肢体幹機能障害、視力障害等を負わせるに至ったものである。